

「事故以前からの怪我や高齢等の 示談交渉への影響について」



Legal Pro.

弁護士
法人 **リーガル プロ**

「事故以前からの怪我や高齢等の示談交渉への影響について」

■第1 素因減額

1 定義

素因減額とは、損害拡大に寄与している被害者側の要因がある場合にそれを素因とよび、素因を考慮して責任を減じたり、損害額を金銭的に減額することをいう。

2 趣旨

加害者と被害者との間で損害の公平な分担を図ること。

3 法的構成

因果関係説などがあるが、通説判例は、過失相殺類推適用説をとる。但し、実務的には明確に区別はされていない。

■第2 心因的素因

1 被害者の性格や自発的意欲の欠如などが損害に影響を与えたとされる場合である。

2 そのリーディングケースが、最高裁昭和63年4月21日判決である。

被害者が外傷性頸部症候群等により、10年以上通院治療を継続した事案。最高裁は、損害の拡大に被害者の心因的要因が寄与していることは明らかとして、4割減額の判断を支持した。

この中で、「その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用」できるものとした。

3 その後も、心因的素因は、自殺の問題と関連して主張されることが多く(うつ病になり自殺する事案がある)、この中で8割減額した事案や4割減額された事案もある。

4 実務上は、事故が軽微か否か、愁訴に見合う医学的所見を伴うか否か、一般的な加療相当期間を超えた加療を行ったか否かなどを考慮して、心因的素因を斟酌するもとされている。

■第3 身体的素因

1 被害者に事故前疾患等があり、これが損害の拡大に影響を与えたとされる場合である。

2 そのリーディングケースが、最高裁平成4年6月25日判決である。

事故により死亡したのは、事故によって負った頭部打撲傷以外に、事故前に罹患していた一酸化炭素中毒にも原因があったとして、損害の5割減額の判断を支持した。

この中で、「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患をしんしゃくすることができる」とした。

3 他方で、最高裁平成8年10月29日判決は、首が長くこれに伴う多少の頸椎不安定症があるという身体的特徴及び心因的要因を理由に4割の減額をした原審を破棄して差し戻した事案では、「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできない」とし、「人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものであるということできないものであり、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより重大な障害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべき」であるという理由を示した。

- 4 これらの判例から、原則的実務的考え方は、(1)事故前から存在した被害者の疾患が損害の発生又は拡大に寄与していることが明白な場合には、当該疾患を考慮できる、(2)加齢的変性は、原則としては考慮しない、(3)病名がつけられるような疾患に当たらない身体的特徴は、原則考慮しないが、疾患に比肩すべきものであり、かつ、被害者が負傷しないように慎重な行動を求められるような極端な場合には例外的に考慮される、というものである。

■第4 今後の展開

1 以上のような判例学説により、一定の身体的特徴を考慮する判例法理が確立されたといえる。

2 今後は、どのような身体的特徴が考慮され、どの程度の減額が考慮されるかという点に問題が移行した。

基本的には、当該身体的特徴が「疾患」か否かで素因減額の対象となるか否かが決められる。この「疾患」という概念については、医学的概念を基礎とすべきとされる。

また、どの程度の減額がなされるかについては、(1)疾患の種類、態様、程度、(2)事故の態様、程度及び傷害の部位、態様、程度等から個別具体的に評価がなされるものとされ、具体的には確立されていない。